

第 5 3 号議案

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年中間市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次条」を「次条第1項各号」に、「支援しなければ」を「しなければ」に改める。

第3条の見出しを「（職員等）」に改め、同条第1項中「地域包括支援センター」を「1の地域包括支援センター」に改め、「次の」の次に「各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、中間市地域包括支援センター運営協議会（中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）第15条に規定する中間市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第3条に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、中間市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）にすることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると中間市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表担当する区域における第1号被保険者の数の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表人員配置基準の欄に定めるところによることができる。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表中「、第4条」を削り、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項人員配置基準の欄中「第3条第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(責務) 第2条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> <u>(職員等)</u> 第3条 <u>1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u> (1)～(3) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、中間市地域包括支援センター運営協議会（中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）第15条に規定する中間市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以</u>	(責務) 第2条 地域包括支援センターは、<u>次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援しなければならない。</u> <u>(員数)</u> 第3条 <u>地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) <u>2 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、前項に規定する職員の員数に加え、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。</u>

上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。
この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、中間市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると中間市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表担当する区域における第1号被保険者の数の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表人員配置基準の欄に定めるところによることができる。

（員数の例外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

（1） 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(運営)
第4条 (略)

別表 (第3条関係)

担当する区域における第1号 被保険者の数	人員配置基準
(略)	
おおむね2,000人以上3,000人 未満	専らその職務に従事する常勤の第 3条第1項第1号に掲げる者1人 及び専らその職務に従事する常勤 の第3条第1項第2号又は第3号 に掲げる者のいずれか1人

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると中間市地域包括支援センター運営協議会(中間市介護保険条例(平成12年中間市条例第18号)第15条の規定により設置する中間市地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。))において認められた場合

(運営)
第5条 (略)

別表 (第3条、第4条関係)

担当する区域における第1号 被保険者の数	人員配置基準
(略)	
おおむね2,000人以上3,000人 未満	専らその職務に従事する常勤の第 3条第1項第1号に掲げる者1人 及び専らその職務に従事する常勤 の第3条第2号又は第3号に掲げ る者のいずれか1人